

供給社 行動規範(POSCO Supplier Code of Conduct)

POSCO は国内外の法律、必須規定と指針を遵守して事業を運営し、すべての供給社とその下請け会社(以下、供給社)に POSCO の行動規範を共有し、これに合わせて行動することを期待します。

POSCO の供給社行動規範(“行動規範”)は安全な作業環境の構築、労働者に対する尊重と尊厳性の保障、道徳的かつ倫理的な経営管理など、ビジネス活動を遂行する際に供給社が遵守しなければならない基本原則を規定しています。

本規範は労働、安全保健、環境、倫理及び経営システム、計 5 つの領域で構成されており、Responsible Business Alliance の Code Conduct ver.8.0 を参考に制作しました。本規範と現地法律が衝突する場合はより厳格な基準を優先し適用します。

I. 労働

供給社は企業活動の全過程で労働者の人権を保護し尊重しなければなりません。これは臨時労働者、移住労働者、実習生、短期契約労働者、直接雇用労働者など、すべての形態の労働者に適用されます。労働者は現地の法律に基づいて合法的な労働と権利を保障されるべきです。

1-1. 強制労働禁止

- ・労働者のすべての勤務と作業は自発的でなければなりません。
労働者の意思によって不利益なくいつでも退職することができ、これは労働者契約に明示されなければなりません。
- ・供給社は強制労働(奴隷、人身売買などすべての非自発的労働)を強要したり、社員に不当に負債を負わせた後、これを口実に労働を強制する行動などをしてはいけません。
- ・供給社が外国人労働者を雇用する場合、政府が発行した身分証、パスポート又は労働許可証のような身分及び移民関連の原本書類を労働者本人が保管するようにしなければなりません。
- ・採用又は労働契約変更時には労働者が理解できる言語と方法で労働契約書を作成し、労働契約に関連した書類を労働者が簡単に確認できるようにしなければなりません。

1-2. 児童労働禁止

- ・児童の雇用は厳しく禁止されます。雇用のための最少年齢は、供給社が位置する国の現地法律および規定、または国際労働機構(ILO)で定める基準のうち、より厳格な基準に従わなければなりません。
- ・児童労働者が発見された場合、供給社は直ちにその雇用を中止し、雇用過程で年齢を確認するためのプロセスを改善しなければなりません。
- ・18歳未満の労働者は夜間勤務、超過勤務をはじめ、安全保健上の危険な工程に投入されてはなりません。

1-3. 労働時間遵守

- ・労働時間は現地の国が法律で定めた最大労働時間を超えてはならず、すべての超過勤務は自発的かつ超過勤務手当を支給しなければなりません。
- ・供給社は労働者に週に少なくとも1回以上の有給休暇を保障しなければなりません。

1-4. 賃金及び福利厚生

- ・労働者の賃金は最低賃金、超過勤務手当、法律で定められた福利厚生項目などを含まなければならない、賃金に関する現地の法律と規定、両方を遵守しなければなりません。
- ・給与が支給されるたびに労働者が分かりやすい給与明細書を提供し、労働に対する補償が正確に行われたかを確認できるようにしなければなりません。

1-5. 差別禁止/いじめ禁止/人道的待遇

- ・供給社はすべての労働者の人権を尊重しなければなりません。労働者に対する暴力、性暴力、セクハラや虐待、体罰、精神的又は肉体的な強圧、いじめ、公な羞恥心、暴言を含む過酷で非人間的な待遇があってはならず、また、そのような待遇をするという脅威もあってはなりません。
- ・供給社は労働者に対する人道的待遇を保障する政策と懲戒手続を規定して履行し、労働者がこれを知るように周知しなければなりません。

- ・供給社は職場内のいじめと違法な差別をなくすため努力しなければなりません。賃金、昇進、補償、教育の機会など採用及び雇用活動において人種、肌の色、年齢、性別、性アイデンティティ及び性的指向、出身民族または出身国、障害、妊娠、宗教、政治性向、労組加入、国籍、遺伝情報、結婚有無などに基づいて労働者を差別したりいじめたりしてはなりません。
- ・現地の法律および規定又は作業場の安全のために要求される場合を除き、労働者に差別的な手段として利用できる医療健診及び身体検査を要求してはなりません。
- ・供給社は労働者が要求する場合、業務上、合理的な範囲内で宗教的慣習を遵守することを許容し、そのための合理的な措置を取らなければなりません。

1-6. 結社及び団体交渉の自由

- ・供給社は現地の法律に基づき、労働者が自由に労働組合を組織し加入できる権利と団体交渉権、平和的集会に参加できる権利だけでなく、そのような活動を拒否できる権利も保障しなければなりません。
- ・労働者の結社及び団体交渉の権利を妨害するための非合理的な民間又は公権力を動員する行為は禁止しなければなりません。
- ・労働者及び労働者代表は差別、報復、脅威及びいじめに対する恐れなく、労働条件及び経営慣行について経営陣と公開的に疎通できるようにしなければなりません。

II. 安全保健

供給社は安全で健康な作業環境が業務関連災害と疾病の発生を最小化するだけでなく、製品とサービスの品質、生産の一貫性、従業員の勤続及び士気を高めることができる要素であることを認識しなければなりません。また、供給社は安全保健政策を樹立し労働者に安全保健教育及び訓練を提供しなければなりません。

2-1. 産業安全保健

- ・供給社は労働者が安全及び保健の危険(例：化学、電気及びその他エネルギー源、火災、車両及び墜落の危険など)に露出される可能性を確認し、危険発生を防止するため

作業場の設計、技術的及び行政的統制、予防整備、安全規定の作成、安全措置及び教育を実行しなければなりません。

- ・安全及び保健の危険を適切に統制できない場合、供給社は労働者に危険要因に関する教育資料と作業時に必要な個人用保護具を提供し、管理及び監督しなければなりません。
- ・また、妊婦及び授乳期女性労働者は危険な作業環境に配置せず、危険要素を除去し減らすなど、合理的な措置を取らなければならず、授乳期の女性労働者のための便宜施設を提供しなければなりません。

2-2.非常事態対応

- ・供給社は潜在的に発生可能な非常事態と事故を事前に把握して評価することで人命被害と環境及び財産の被害を最小化しなければなりません。
- ・このような非常対策と対応手続きには非常状況をモニタリング及び報告、労働者に対する周知及び避難手続き作成、労働者対象の非常避難訓練、脱出施設、火災感知、消火装備の復旧及び復旧計画などが含まれます。
- ・非常計画には適切な火災感知及び鎮圧装備、障害物がなく脱出が可能な出口施設、非常対応担当者の連絡先情報や復旧計画などが含まなければなりません。
- ・非常訓練は少なくとも毎年又は現地の法律が要求する周期に従って実施し、より厳格な基準に従って実施します。

2-3.産業災害及び疾病

- ・供給社は労働者の労災と職業病などの疾病に対する予防、管理、追跡、報告手続き及びシステムを制定し遵守しなければなりません。
- ・ここには、労働者の自由な報告奨励、傷害疾病事例の分類及び記録、医学的な治療提供、災害及び疾病発生時の是正措置の履行、業務復帰支援規定などが含まなければなりません。
- ・供給社は労働者が報復を恐れることなく、労災及び疾病の危険が緩和されるまで業務に

復帰しないように許容しなければなりません。

2-4.産業衛生

- ・供給社は作業場で使用される化学的、生物学的、物理的因子に労働者が晒されることを定期的に把握して評価し統制しなければなりません。
- ・危険要因を十分に統制できない場合は労働者によく管理された適切な個人用保護具を無料で提供し、労働者はそれを使用しなければなりません。
- ・供給社は労働者に安全で健康な作業環境を提供し、これを継続的にモニタリングしなければなりません。また、産業安全保健プログラムを実行しなければならず、これには作業場の危害要素と関連した資料が含まなければなりません。

2-5.肉体労働

- ・供給社は反復作業、重量物の取り扱いなど肉体的に過重な労働を把握し労働者に筋骨格系の疾患などが発生しないよう工程改善などの適切な措置を実施しなければなりません。

2-6.危険器具及び安全管理

- ・供給社は危険設備を分類して定期的な安全性検査を実施しなければなりません。労働者が危険に晒されている場合、物理的防護装備、安全装置そして防護壁などを提供し、該当設備について適切な整備を実施しなければなりません。

2-7.衛生、食品及び住居

- ・労働者に清潔なトイレ、飲料水、衛生的な食品調理及び保管施設、食堂施設を提供しなければなりません。
- ・労働者に提供する寮は清潔と安全を維持し、照明、適切な非常口と冷暖房及び換気施設、個人ロッカー、合理的なレベルの適切な個人スペースが提供されなければなりません。

2-8.安全保健コミュニケーション

- ・供給社は労働者に機械、電気、化学、火災及び物理的な危険などを含むすべての作業現場の危険について、適切な安全保健の情報と教育を労働者が理解できる言語で提供しなければなりません。このような安全保健関連情報は労働者が簡単に接することができる場所に掲示しなければなりません。
- ・安全保健情報及び教育は該当する場合、性別及び年齢のような人口統計的リスクに関する内容を含むことができます。
- ・また、供給社は労働者が健康及び安全に関する不安事項をいつでも提起できるよう奨励しなければなりません。

Ⅲ.環境

供給社は環境保護が企業の基本的な社会的責務であることを認識し、環境保護に関する法律および規定を遵守しなければなりません。供給社は事業活動及び製造運営において環境影響を把握し、地域社会、環境及び天然資源に及ぼす否定的な影響を最小限に抑えなければなりません。

3-1.環境許認可取得及び報告

- ・供給社は企業運営に必要なすべての環境関連許認可及び登録事項を取得、維持、管理し、最新の法律改定事項を反映し、報告の義務を遵守しなければなりません。

3-2.汚染防止及び資源保存

- ・供給社は環境汚染制御装備増設、生産、維持保守及び施設プロセスの補完などを通じて、汚染物質と廃棄物の排出量を最小限に抑えるか、除去するよう努力しなければなりません。
- ・水、化石原料、鉱物、原始林の産物、土地、土壌、湿地及び森などの天然資源を保存し、原住民の人権と財産権を保護するため、強制撤去は禁止されなければなりません。

3-3.有害物質

- ・供給社は水俣条約、ストックホルム条約、バーゼル協約を含む関連法律及び規定、仕様及び国際標準を遵守し、人間や環境に危険の可能性のある全ての有害物質を把握、識別し、別途管理しなければなりません。有害化学物質は安全な保存、運搬、保管、使用、リサイクルまたは再使用、廃棄のためにラベルを表記して別途管理しなければなりません。また、供給社は有害廃棄物のデータを定期的に文書化し、追跡管理しなければなりません。

3-4.固形廃棄物

- ・供給社は有害でない固形廃棄物を把握し、関連法規に従って処理をし、発生を減らすようにしなければなりません。また、供給社は固形廃棄物のデータを定期的に文書化して追跡管理しなければなりません。

3-5.大気汚染排出

- ・供給社は工程上の揮発性の有機化合物質、煙霧剤、腐食性ガス、粒子状物、オゾン破壊物質及び燃焼副産物の特性を把握し、関連法律及び規定に従って処理後排出し、排出現況は常時モニタリングをしなければなりません。
- ・供給社は大気排出物質モニタリングシステムの作動可否を定期的に確認しなければなりません。

3-6.物質規制

- ・供給社は物質のリサイクル及び廃棄情報を表示し、生産及び製造過程において特定物質の使用禁止及び制限に関する全ての法規と顧客の要求事項を遵守しなければなりません。

3-7.水資源管理

- ・供給社は水資源使用/放出量を記録及びモニタリングし、水資源を保護して汚染経路を統制しなければなりません。
- ・すべての排水は放出又は廃棄する前、規定に従って特性を把握し、監視の下、処理しなければなりません。また、供給社は自社の廃水処理及び廃水抑制シス

テムの性能を定期的にモニタリングしなければなりません。

3-8. エナジー消費と温室ガス排出

- ・供給社は温室ガス削減目標を樹立及び報告することを勧奨します。
エネルギー消費量は温室ガス排出量(直接排出 Scope1, 間接排出 Scope2, その他間接排出 Scope3)を追跡して記録するようにしなければなりません。また、供給社はエネルギー効率を高め、エネルギー消費と温室ガスの排出を最小限に抑える方法を模索しなければなりません。

IV. 倫理

供給社は社会的責任を果たし、持続的な成長のために下記の倫理基準を遵守しなければなりません。

4-1. ビジネス清廉性

- ・供給社のすべての事業活動において最高レベルの清廉性基準を従わなければなりません。供給社はあらゆる形態の収賄、不当利益、ゆすり取り及び横領を禁止する無寛容政策を標榜しなければなりません。

4-2. 不当利益禁止

- ・供給社は収賄又は不当、不適切な利益を得るための手段を約束、提案、許可、提供又は受諾してはなりません。
- ・特定の人に事業権を獲得・提供したり、その他不適切な利益を得ようとする目的で、直接又は間接的に第三者を通じて金品を約束、提案、許可、提供及び受諾するすべての行為が含まれます。
- ・または、反腐敗法規を遵守するため、継続的な点検とモニタリングを行わなければなりません。

4-3. 情報公開

- ・供給社のすべての取引は透明でなければならず、事業帳簿に正確に記録し管理しなければなりません。

- ・供給社の労務、安全保健、環境管理実態、経営活動、支配構造、財務現況及び成果に関する情報は、該当法律及び一般的な産業界の基準に従って事実通り公開し、偽造や虚偽陳述は容認されません。

4-4.知識財産保護

- ・供給社は知識財産権を尊重し、技術及びノウハウの移転時、該当権利を保護し、取引する顧客など、すべての業者の情報を安全に保護しなければなりません。

4-5.公正取引、広告及び競争

- ・供給社は公正取引、広告及び競争基準を遵守しなければならず、不公正な取引慣行など公正な取引秩序を阻害する行為をしてはなりません。

4-6.身元保護及び報復禁止

- ・供給社は法律または規定により禁止された場合を除き、内部告発労働者に対して匿名性が保障される身元保護プログラムを運営しなければなりません。また、従業員に関連プロセスを公示し、報復に対する恐れなく問題を提起できるようにしなければなりません。

4-7.責任鉱物管理

- ・供給社は紛争や高危険地域から調達される鉱物が経済協力開発機構(OECD)の指針などに沿う方式で調達できるよう努力しなければなりません。
- ・供給社が製造または購買するコバルト、タンタル、スズ、タングステン、金などの責任鉱物は紛争の資金源にならず、人権と環境を尊重し、社会的責任を果たした方式で採掘された鉱物でなければなりません。

4-8.個人情報保護

- ・供給社は業務上、すべての利害関係者(供給業者、顧客社、消費者及び従業員含む)の個人情報を保護するため努力しなければなりません。

- ・個人情報収集、保管、処理、転送及び共有の際は、個人情報の保護及び情報セキュリティ関連法規を遵守しなければなりません。

V.経営システム

供給社は本規範の内容に関連する経営システムを採用又は構築しなければなりません。

経営システムは関連する法律及び規定、顧客の要求事項に対する遵守、本規範の遵守、本規範に関連するリスクを把握し、緩和できるように設計しなければならず、これを継続的に改善していかなければなりません。

5-1.企業の遵守意思

- ・供給社は経営陣に承認を得て、企業の人権、安全保健、環境及び倫理政策宣言文を作成し、公開しなければなりません。関連宣言文は現地の言語で作成し、労働者に伝達、掲示しなければなりません。
- ・供給社は適切な実査プロセスを樹立し、それを供給社の経営政策に含めなければなりません。

5-2.経営陣の義務と責任

- ・供給社は経営システム及び関連プログラム履行に責任がある上級経営陣又は代表を明示しなければなりません。供給社の代表者及び経営陣は経営システムの運営現況を定期的に点検しなければなりません。

5-3.法規及び顧客要求事項

- ・供給社は本規範の要求事項を含め、該当法律、規定及び顧客の要求事項を把握し、モニタリングし履行するプロセスを備えなければなりません。

5-4.リスク評価及び管理

- ・供給社は事業運営に関連して遵法、環境、安全保健、労働慣行、倫理及び人権関連リスクを確認できるプロセスを備えなければなりません。

- ・供給社は各リスクの相対的重要度を判断し、把握されたりリスクを統制して定期的に規範遵守可否を確認しなければなりません。

5-5.改善目標

- ・供給社は社会、環境、保健及び安全成果を改善するための目標、対象、実行計画を樹立し、目標対比成果を定期的に評価しなければなりません。

5-6.教育

- ・供給社は供給社の政策、手順、改善目標を実行に移し、関連法律及び規制要件を遵守するため、従業員を対象とする教育プログラムを運営しなければなりません。

5-7.コミュニケーション

- ・供給社は従業員、顧客及び2次供給社に政策、慣行、期待事項及び成果に対する明確な情報を伝達する手順を持っていないければなりません。

5-8.労働者/利害関係者参加及びクレーム処理

- ・供給社は労働者、労働者の代理人、その他利害関係者及び地域社会と供給社の事業活動及び運営に関するコミュニケーション手続きを樹立しなければなりません。

- ・供給社は労働者、労働者の代理人、その他利害関係者及び地域社会から意見を収集するために効果的なクレーム処理手順を含むプロセスを樹立しなければなりません。

- ・供給社は労働者が報復の恐れなくクレームとフィードバックを提供できる環境を提供しなければなりません。

5-9.監査及び評価

- ・供給社は法律及び規制要件、本規範の内容、社会及び環境責任に関連する要求事項を遵守していることを確認するための自己評価を定期的に実施

しなければなりません。

5-10. 是正措置手続き

・供給社は内・外部評価及び点検、調査、検討を通じて確認された不備事項を適切な期間内に是正するための手続きを持っていないと見なされます。

5-11. 文書化及び記録

・供給社は規制遵守及び会社の基準を満たすため、文書を作成または記録をしなければなりません。また、供給社は従業員個人の情報保護のため、文書と記録の保安を維持しなければなりません。

5-12. 供給網参加及び責任

・供給社は本規範の要求事項を 2 次供給社に渡し、供給社がこれを遵守していることを監視する手順を備えなければなりません。

[制/改定履歴]

バージョン	年月日	内容
1.0	2010.05.31	POSCO 供給社行動規範制定及び抄本発刊
1.1	2010.11.09	工程取引遵守内容追加改定
2.0	2021.03.30	責任鉱物管理及び事業場保健管理 環境汚染累計具体化、人権範囲拡大など反映改定
3.0	2022.06.10	RBA 行動規範改定事項('21.1 月)反映改定
4.0	2024.07.03	RBA 行動規範改定事項('24.1 月)及び顧客社要求事項反映改定